

# 鳥が丘小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月17日策定（平成30年1月31日改定）（令和3年5月18日改定）（令和4年2月8日改定）  
（令和5年3月13日改定）

## 1 いじめの防止に向けた学校の考え方

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ○いじめの定義

#### ○いじめを防止に向けての基本理念

##### （1）いじめの未然防止

- ・だれもが、安心して豊かに生活できる学校風土づくりを行う。
- ・相手意識をもち、互いの考えや思いを認め高め合う学級経営、学校経営を行う。

##### （2）早期発見、早期対応

- ・いじめを見逃さないために、いじめ防止対策委員会で定期的に児童の様子を把握する。
- ・カウンセラーや児童支援専任教諭、養護教諭等と連携し、児童が気軽に相談できる体制をつくる。
- ・教職員の資質の向上を目指し、計画的に研修等を実施する。

##### （3）適切な対処、措置

- ・いじめが起きたときは、関係児童と保護者の思いを聞き、事実関係について正確に把握し、その解決に向けて迅速かついねいに対応する。
- ・必要に応じて、カウンセラー、区役所、児童相談所、警察等の関係機関とも積極的に連携を図っていく。

#### ○学校いじめ防止基本方針の目的

- （1）あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- （2）子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- （3）いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも、起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- （4）いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、校長代理のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- （5）相談窓口を明示すると共に、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ○委員会の構成員

管理職、学年主任、教務主任、児童支援専任教諭、主幹教諭、養護教諭、人権担当教諭で構成。

### ○委員会の運営

- （1）「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- （2）校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### ○委員会の活動内容

- （1）いじめの事案に対しては、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- （2）いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核になる。
- （3）重大事態が起きた場合は、いじめ防止対策委員会が中核になって調査を行う。
- （4）いじめ防止に向けた年間計画の作成や、PDCA サイクルでの検証を行う。

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### ○いじめの未然防止 [だれもが、安心して豊かに学校生活を送ることができるようにする。]

- （1）全職員が、どの子どもに対しても同じ指導、支援を行う。
- （2）教師は、だれにとっても分かりやすく、互いを認め合う授業を心がける。
- （3）学級としての集団づくり、他学年との「ペア活動」の機会を大切に行う。

- (4) 学級集会や委員会など、子どもの自主的な活動に教師が積極的に関わり、適切な指導・支援にあたる。
- (5) 人権教育、道徳教育を充実させる。YP アセスメント、YP プログラムの活用を図る。

○いじめの早期発見

- (1) 「児童の様子共通理解」(職員会議での情報交換)において、日常生活の中での配慮を要する子どもを全校職員で、共有しておく。
- (2) 定期的にアンケート(学校生活アンケートやいじめ解決一斉アンケート等)を行う。結果により、担任、児童支援専任が、指導・支援する。
- (3) カウンセラーに学級を参観してもらい、アドバイスを受けたことを参考にして、学級で実践する。
- (4) 地域療育センターと連携し、子どもの様子から具体的な手立てを探り、実践する。
- (5) カウンセラーによる「教育相談」を保護者に知らせる。必要に応じて、カウンセラー、地域療育センター、子ども家庭支援課等の諸機関に案内する。

○いじめに対する措置 [被害児童を第一に考え、迅速かつ確かな措置を行う。]

- (1) いじめの認識後、「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- (2) 事実確認の方法、被害児童、加害児童、及び保護者への対応等話し合い決定する。
- (3) いじめの事実や対応の見通しについて、全職員で共通理解を図る。
- (4) いじめの事実について、児童、保護者への報告を行う。
- (5) いじめが犯罪行為にあたりと認められたり、重大事態に発展したりすることが想定される場合は、管理職の判断で、警察署等関係機関、専門機関との連携を図る。

○いじめの解消

- (1) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

<p>&lt;いじめの解消の要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること</li> <li>② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと</li> </ul>
---

- (2) 児童に対する親身な教育相談を一層充実させるため、カウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。

○教職員等への研修

- (1) 授業研究会、自主的な他学級の参観、及び、幼稚園、保育園、中学校の授業参観を通して、研鑽を積むようにする。
- (2) 特別支援教育(ユニバーサルデザイン、自閉症など)に関する研修を実施し、理解を深める。
- (3) インターネットを通じた、いじめへの実態や対処方法について、教職員及び保護者を対象とした研修会を実施する。

○学校運営協議会等の活用

- (1) 「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱えている課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

○取組の年間計画

4月	5月	6月	7・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鳥が丘 小基本 方針の 確認	児指委 ☆いじめ早期発見 のための生活アン ケート(記名式) 教育相談	児指委 YP ア セスメ ント (上旬)	児指委 職員研修	児指委	児指委	児指委 YP アセスメント (上旬)	児指委 ☆いじめアン ケート(無記 名式) 教育相談 学校評面アンケート	児指委 幼保との 引継ぎ	児指委 幼保との 引継ぎ	児指委 基本方針 の見直し 中学校へ の引継ぎ

**4 重大事態への対処**

○重大事態の定義

「いじめにより当該学年に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」「いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」

○重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会南部事務所に報告する。

**5 いじめ防止対策の点検・見直し**

- 「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。」